

# 10

2016

橋本税理士事務所

## 事務所通信

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 1-16-20 んかりやビル 6F  
TEL:03-6871-9579 FAX:03-6745-8423

### ふるさと納税をすれば、2,000 円の負担のみで その地域の特産品がもらえます

ふるさと納税とは、市区町村に寄付をすることにより、所得税や住民税の控除を受けることができると同時に、寄付先から特産品をもらうことができる制度です。

ご自身の所得に応じた金額の範囲内でうまく寄付をすることにより、**年間 2,000 円の負担のみで各地域の特産品をもらうことができます。**

ふるさと納税によりもらえる特産品は、各地域ならではの品物が多く、肉類・米・果物などの食料品、酒類・ジュースなどの飲料品などさまざまです。なかには、農業体験やスポーツ体験などの利用券や、宿泊券や商品券など、ユニークなお礼をもらえる市区町村もあります。

### ふるさと納税の流れ

ふるさと納税の流れは、下記のとおりになります。

#### 1. 寄付金限度額を計算する

寄付金控除の限度額の範囲内で寄付をすることにより、寄付金の額のうち 2,000 円を差し引いた残額はすべて所得税または住民税から控除されます。つまり、2,000 円の負担のみで特産品がもらえることとなります。

しかし、限度額を超えて寄付をした場合、その超えた部分については所得税や住民税から控除することができませんので、自己負担ということになります。

そのため、限度額の範囲内で寄付することがポイントになります。限度額は所得により異なりますので、自分で限度額を計算する必要がありますが、**総務省のホームページ**からダウンロードできる「**控除額（目安）シミュレーション**」というエクセルで簡単に寄付金控除の限度額を計算することができます。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/furusato/mechanism/deduction.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/mechanism/deduction.html)

#### 2. 寄付する市区町村を選ぶ

寄付する市区町村を選びます。どこに寄付をするかは、ふるさと納税のポータルサイトなどを参考にするとよいでしょう。

### 3. 寄付の申し込みをする

寄付金の支払をする前に、事前に申し込みをする必要があります。申し込みの方法は各市区町村により異なりますが、電話、ファックス、メール、インターネットなどにより行うのが一般的です。

### 4. 寄付金を支払う

申し込みが完了したら、寄付金を支払います。支払方法についても各市町村により異なります。払込取扱票、納付書、銀行振込、クレジットカードなどにより支払う方法が一般的です。

### 5. 寄付金受領証明書と特産品が届く

寄付金の支払が完了してしばらくすると、寄付金受領証明書と特産品が送られてきます。**寄付金受領証明書は、確定申告の際に必要になります**ので、大切に保管しておきましょう。

### 6. 翌年に納付する所得税・住民税が減額される

支払った寄付金については、**翌年 3 月 15 日までに納付する所得税と翌年 6 月以降に納付する住民税**から控除されます。ただし、下記のワンストップ特例制度を受ける場合は、所得税からは減額される分もすべて住民税から減額されることになります。

## 確定申告が不要な「ワンストップ特例制度」

ふるさと納税による寄付金控除は、以前は確定申告をしなければ受けることができませんでした。そのため、本来確定申告が不要な会社員などにとっては、ふるさと納税をしても寄付金控除を受けるためには確定申告をしなければならないという手間がありました。

しかし、平成 27 年 4 月より、**一定の要件を満たした人については確定申告をしなくても寄付金控除が受けられる「ワンストップ特例制度」**が施行されました。

#### 「ワンストップ特例制度」を受けるための要件

1. 会社員など、**確定申告が不要な人**であること
2. ふるさと納税の**寄付先が 5 か所以下**であること
3. **「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を翌年 1 月 10 日までに**寄付先の市区町村に提出すること

## まとめ

ふるさと納税は、2,000 円で特産品がもらえるかなりおトクな制度です。ワンストップ特例制度が設けられたことにより、手間もほとんどかからなくなりました。

今年も残り 3 ヶ月となりましたので、ご自身の今年の見込み所得から寄付金限度額を計算して、ふるさと納税にトライしてみたいはいかがでしょうか。